

IV DMAT（災害派遣医療チーム）

1	DMATの概要	IV-2
(1)	DMATの活動	IV-2
(2)	DMATの活動拠点	IV-2
(3)	山梨DMATの整備状況	IV-4
(4)	山梨DMATへの待機及び出動要請	IV-4
(5)	山梨DMATの派遣基準	IV-4
2	山梨県外からのDMATの派遣	IV-5
(1)	DMATの待機要請	IV-5
(2)	DMATの派遣要請	IV-5
(3)	各都道府県DMATの派遣	IV-6
(4)	山梨県内でのDMATの指揮・調整	IV-6
(5)	DMATロジスティックチーム	IV-6

IV DMAT（災害派遣医療チーム）

DMATとは、大地震及び航空機・列車事故等の災害時に被災地域に迅速に駆けつけ、緊急治療や病院支援等を行うための専門的な訓練を受けた医師、看護師、業務調整員（医師、看護師以外の医療職員又は事務職員）で構成される医療チームである。このうち、本県の医療機関のチームを山梨DMATと呼ぶ。

なお、このマニュアルは、山梨県で災害が発生した場合の県内での医療救護活動の指針となるものであるが、県が別に定める山梨DMAT運営要綱及び国が定める日本DMAT活動要領と相違がある場合は、これらの要綱及び要領を優先する。

1 DMATの概要

(1) DMATの活動

- ① **病院支援** 災害拠点病院、二次救急病院等多くの傷病者に対応する医療機関からの情報発信、当該病院でのトリアージや診療の支援、広域医療搬送のためのトリアージを実施する。
- ② **地域医療搬送** 県又は市町村が実施する域内での搬送（災害現場又は医療救護所から被災地域内の医療機関へ、被災地域内の医療機関から近隣地域の医療機関へ、被災地域内の医療機関からSCUへの患者搬送）の支援を実施する。
- ③ **現場活動** 災害現場又は医療救護所等におけるトリアージ、緊急治療等を実施する。
- ④ **保健医療救護対策** 保健医療救護対策本部と緊密な連携を図り、本部支援、運営補助を行う。また、災害時に県が配置する災害医療コーディネーターの活動を支援する。

(2) DMATの活動拠点

DMATは、DMAT本部がある活動拠点を設置し活動する。病院に支援に入る場合は、当該病院管理者の指揮下に入り、病院スタッフと協力して支援活動を行う。また、このうち、次の①～③には、必要に応じて日本DMAT事務局の要員、県内外の統括DMAT、DMATロジスティックチームが支援に入ることがある。

① DMAT山梨県調整本部（保健医療救護対策本部内に設置）

被災地域内に設置された各DMAT活動拠点本部間の調整を行う拠点であり、統括DMATが調整本部責任者となる。本県の場合は、災害医療コーディネーターが統括DMATであるため、調整本部責任者を兼務することもできる。

② DMAT活動拠点本部（災害拠点病院に設置）

DMATの病院支援及び現場活動等の指揮・調整を行う。先着した統括DMATが責任者となるが、先着したDMATに統括DMATがない場合は、統

括DMATが到着するまで先着したDMATの医師が責任者として活動する。

③ DMAT 病院支援指揮所（各医療機関に設置）

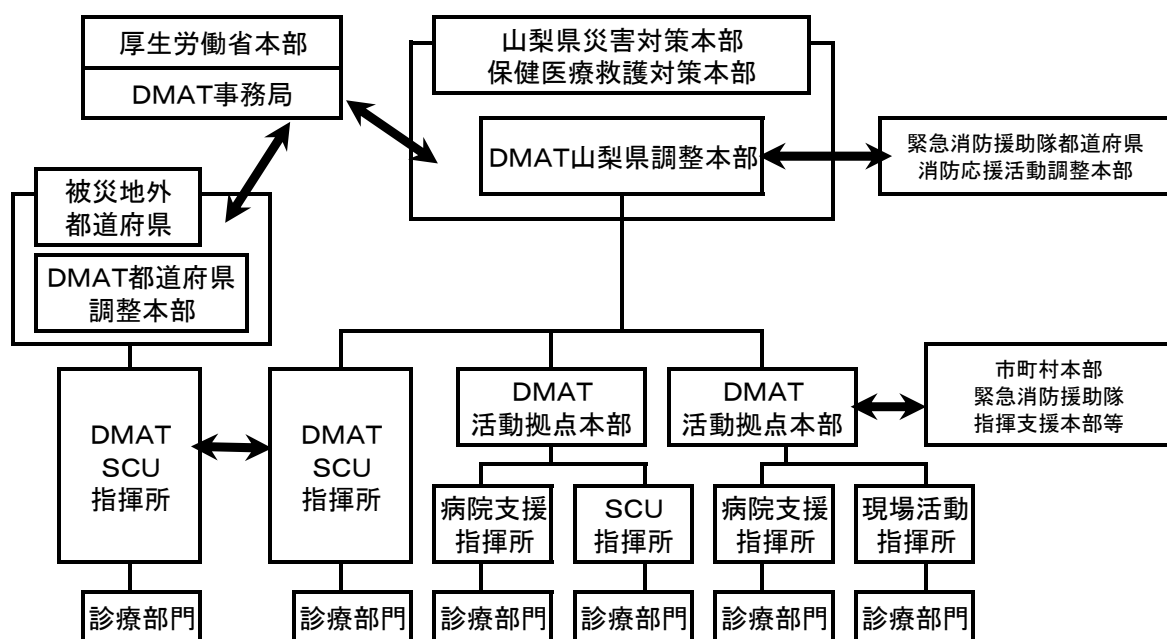
当該医療機関に参集したDMATが行う病院支援活動の指揮を行う。

④ DMAT 現場活動指揮所（災害現場周辺に設置）

DMATの現場活動の指揮を行う。

⑤ DMAT・SCU指揮所（小瀬スポーツ公園に設置）

DMATが行う広域医療搬送活動等の指揮及び調整を行う。先着した統括DMATが責任者となるが、先着したDMATに統括DMATがない場合は、統括DMATが到着するまで先着したDMATの医師が責任者として活動する。



DMAT体系のイメージ図

・部名称	設置場所	業務内容
DMAT調整本部	県庁 (保健医療救護対策本部内)	<ul style="list-style-type: none"> ・県内で活動する全てのDMATの指揮・調整 ・被災情報等の収集 ・災害対策本部及び保健医療救護対策本部との連絡調整 ・消防、自衛隊、医師会等関係機関との連絡調整 ・広域医療搬送の調整 ・ドクターヘリの調整 ・県をまたいだ患者搬送に係る調整 ・厚生労働省医政局災害医療対策室との連絡調整 ・その他
DMAT活動拠点本部	被災地域の災害拠点病院等	<ul style="list-style-type: none"> ・参集DMATの指揮・調整 ・被災情報等の収集 ・DMAT調整本部、保健医療救護対策本部との連絡調整 ・消防、自衛隊、医師会等関係機関との連絡調整 ・DMAT病院支援指揮所、DMAT現場活動指揮所の指揮・調整 ・その他
DMAT病院支援指揮所	DMATが活動する病院	<ul style="list-style-type: none"> ・病院内での救護活動
DMAT現場活動指揮所	DMATが活動する災害現場	<ul style="list-style-type: none"> ・災害現場での救護活動
DMAT・SCU本部	SCU設置場所 (小瀬スポーツ公園)	<ul style="list-style-type: none"> ・SCUに参集したDMATの指揮・調整 ・広域医療搬送に係る情報収集 ・搬送手段の調整 ・DMAT調整本部、保健医療救護対策本部、DMAT活動拠点本部との連絡調整 ・消防、自衛隊、医師会等関係機関との連絡調整 ・その他

(3) 山梨DMATの整備状況

資料編 (P50～51 参照)

(4) 山梨DMATへの待機及び出動要請

- ① 県又は厚生労働省 (DMAT事務局) は、県内で地震その他の災害が発生しDMATの出動が必要となる可能性がある場合は、DMAT派遣のための待機を県内DMAT指定病院に要請する。
- ② 県内で、強い揺れの地震があった場合など、大きな災害が予測されるときは、すべてのDMAT指定病院は、県又は厚生労働省等からの要請を待たずにDMATの派遣のための待機を行う。
- ③ 県は、山梨DMAT運営要綱に規定される基準も考慮のうえ、速やかに県内のDMAT指定病院に対してDMATの派遣を要請する。

(5) 山梨DMAT派遣基準

- ① 山梨DMATは、局地的な災害と県域をまたがる広域的な災害について対応する。
- ② 災害と事故の区分 (=山梨DMAT派遣基準) については、目安として、中等症、重症10名程度の負傷者が発生する事態 (大型バスの横転、鉄道事故等を想定) の発生 (この規模は「災害」と認識。) を基準とする。

2 山梨県外からのDMATの派遣

県外からのDMATの派遣は、原則として被災地域である県からの派遣要請に基づき、要請を受けた他の都道府県が派遣する。ただし、厚生労働省は当分の間、被災地域の派遣要請がない場合であっても、緊急の必要があると認めるときは、都道府県等に対してDMATの派遣を要請することができるとしている。

(1) DMATの待機要請

- ① 各都道府県、厚生労働省等は、自然災害又は人為災害が発生し、被災地域外からの医療の支援が必要な可能性がある場合は、それぞれのDMAT指定医療機関に対して派遣のための待機を要請する。
- ② 次の場合には、すべてのDMAT指定医療機関は被災の状況に係らず、都道府県又は厚生労働省等からの要請を待たずにDMAT派遣のための待機を行う。
 - ア 東京23区で震度5強以上の地震が発生した場合
 - イ その他の地域で震度6弱以上地震が発生した場合
 - ウ 津波警報（大津波）が発表された場合
 - エ 東海地震、南海トラフ地震注意情報が発表された場合
 - オ 大規模な航空機墜落事故が発生した場合

(2) DMATの派遣要請

- ① 県は、県外からの医療の支援が必要な規模の災害に対応するため、以下の基準（国のDMAT活動要領に規定）に基づき、管下の統括DMAT登録者等の意見を聴いて、速やかにDMATの派遣を他の都道府県、厚生労働省に要請する。
 - ア 県内で、震度6弱の地震又は死者数が2人以上50人未満若しくは傷病者数が20名以上見込まれる災害の場合
⇒県内のDMAT指定病院に対してDMATの派遣を要請する。
 - イ 県内で、震度6強の地震又は死者数が50人以上100人未満若しくは傷病者数が20名以上見込まれる災害の場合
⇒県内のDMAT指定病院並びに本県に隣接する都県（東京都、神奈川県、静岡県、長野県、埼玉県）及び中部ブロックに属する県（富山県、石川県、福井県、長野県、岐阜県、静岡県、愛知県、三重県）に対してDMATの派遣を要請する。
 - ウ 県内で、震度7の地震又は死者数が100人以上見込まれる災害の場合
⇒県内のDMAT指定病院並びに全国の都道府県に対してDMATの派遣を要請する。
- ② 地方ブロックの名称及び当該ブロックに属する都道府県は、次のとおり。
 - ア 北海道ブロック：北海道
 - イ 東北ブロック：青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県、福島県、新潟県

- ウ 関東ブロック：茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県
エ 中部ブロック：富山県、石川県、福井県、山梨県、長野県、岐阜県、静岡県、
愛知県、三重県
オ 近畿ブロック：滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県
カ 中国ブロック：鳥取県、島根県、岡山県、広島県、山口県
キ 四国ブロック：香川県、愛媛県、徳島県、高知県
ク 九州・沖縄ブロック：福岡県、佐賀県、大分県、長崎県、熊本県、宮崎県、鹿
児島県、沖縄県

(3) 各都道府県DMATの派遣

- ① 本県又は厚生労働省から派遣要請を受けた都道府県は、管内のDMAT指定医療機関に派遣を要請し、派遣要請を受けたDMAT指定病院は、待機が完了しているDMATから順次派遣する。
- ② 本県又は厚生労働省が指定する参集拠点(災害拠点病院、SCU等)に参集し、そこで活動内容の指示を受ける。
- ③ 参集してくるDMATは、EMISに携行資材や構成メンバー、連絡先(衛星携帯電話番号等)、現在の移動場所などを入力しながら参集してくるため、その情報は保健医療救護対策本部等からも確認することができる。
- ④ 医療資機材や通信手段、移動手段や食料、水、寝袋など自己完結を前提とした装備を有して参集してくる。

(4) 山梨県内でのDMATの指揮・調整

- ① 県保健医療救護対策本部は、県内で活動する全てのDMATを、県保健医療救護対策本部内に設置するDMAT山梨県調整本部を通じて統括する。
- ② DMAT山梨県調整本部は、県保健医療救護対策本部の指揮の下、県内で活動する全てのDMATの指揮・調整及びDMAT活動拠点本部の設置を行う。
- ③ 被災地域の各DMAT活動拠点本部及びDMAT・SCU本部は、DMAT山梨県調整本部の指揮の下、被災地域内で活動するDMATの病院支援活動、現場活動及び広域医療搬送などの直接的な指揮・調整を行う。
- ④ 各DMAT本部は、病院支援、現場活動及びSCU活動を指揮するために、必要に応じてDMATの活動場所に指揮所を設置する。
- ⑤ 県内の病院に支援に入るDMATは、当該施設の管理者の指揮下に入り支援活動を行う。

(5) DMATロジスティックチーム

県は、災害の規模に応じて、厚生労働省・DMAT事務局と調整のうえ、他の都道府県、厚生労働省に対してDMATロジスティックチーム隊員の派遣を要請する。